

## 議 第 1 6 号 議 案

ヘイトスピーチ対策に係る法整備と対策強化を求める意見書の提出に  
ついて

ヘイトスピーチ対策に係る法整備と対策強化を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成27年9月24日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者	富士見市議会議員	八 子 朋 弘
賛成者	同	加 藤 久美子
	同	関 野 兼太郎
	同	篠 田 剛
	同	小 川 匠

### 提 案 理 由

ヘイトスピーチ対策を強化する為、ヘイトスピーチ対策に係る法整備と対策強化を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

## ヘイトスピーチ対策に係る法整備と対策強化を求める意見書

一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人に対する差別的表現や言動（いわゆる「ヘイトスピーチ」）が社会的関心を集め、日本国内のみならず、世界の人々からの批判が強まっています。

これは、特に日本社会に在住する外国人や他民族の人々の心を傷つけるとともに、日本人の尊厳をもおとしめる行為と言わざるを得ません。

これに対して、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に反対する裁判が京都地方裁判所および大阪高等裁判所において行われてきましたが、昨年には最高裁判所がその違法性を認め、賠償を命ずる判決が確定しています。

「人種や性別、マイノリティーを理由に憎悪し攻撃する表現は言論とは言えない」、「このまま放置すれば、暴力にまで発展しかねない」、「このままでは、日本の信頼を失う」など、多くの国民から批判や不安の声が上がっております。

2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、世界各国から国籍や人種を越えて人々が集い、友好を深めることが望まれますが、「ヘイトスピーチ」を放置することは、国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、いわゆる「ヘイトスピーチ」対策として、脅迫、威力業務妨害など現行法によって厳格に対処し、合わせて「人種差別撤廃条約」の趣旨を反映する意味からも、対策に係る法整備を「言論の自由」や「表現の自由」に十分配慮して速やかに行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年 月 日

富士見市議会

衆議院議長 大島理森様  
参議院議長 山崎正昭様  
内閣総理大臣 安倍晋三様  
総務大臣 高市早苗様  
法務大臣 上川陽子様